

太陽光・風力発電施設チェックシート

【背景】

現在あわら市では、太陽光・風力発電の建設が増加しており、景観上の問題が顕在化しています。あわら市の景観計画には、太陽光・風力発電施設を建設する際の基準を設定しておらず、景観配慮のための誘導手法がありません。そこで、将来に向けて太陽光・風力発電施設建設に関する基準を検討していきたいと思います。

【シートについて】

今回、既に基準を設けている他県の例を参考に、こういう基準があったらいいのではというものを考え、チェックシートを作成しました。各項目に目を通していただき、チェック欄に○及びその理由をご記入ください。

なお、このチェックシートに関しては、事前のご記入、当日の現地視察でのご記入どちらでも構いません。視察後に回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。

太陽光発電施設チェックシート

※後ほど回収させていただきます。

チェック欄
(どちらかに○をつけて、下欄に理由をご記入ください)

①設置位置に関する項目	
<ul style="list-style-type: none"> 規制路線やエリアを設けて、設置禁止地域を設定する。 (北潟湖エリア、市街地エリア等) 	そうすべき ・ そうすべきでない (理由)
<ul style="list-style-type: none"> 道路からセットバックすることを義務付け、地形等でどうしてもできない場合は植栽等で遮蔽を行うことを義務付ける。 	そうすべき ・ そうすべきでない (理由)
②管理責任に関する項目	
<ul style="list-style-type: none"> 基準を超える場合に設置計画の届出を義務付ける。(他県の届出基準の例：高さ5m又は築造面積2,000㎡を超える場合<北海道>、パネル面積の合計が50㎡を超える場合<金沢市>) 	そうすべき ・ そうすべきでない (理由)
<ul style="list-style-type: none"> 届出の際には、市との協議及び地元(周辺)住民への説明会を義務付け、それぞれの記録の提出を求めることとする。 	そうすべき ・ そうすべきでない (理由)
<ul style="list-style-type: none"> 届出の際には、設置と同時に稼働終了後の計画の提出を義務付ける。 	そうすべき ・ そうすべきでない (理由)

裏面に続く→

(裏面)

③設置規模・デザインに関する項目	
・発電施設の高さの上限やパネル面積の総面積の上限を決める。	そうすべき ・ そうすべきでない
	(理由)
・パネルは反射が少なく、模様が目立たないものを採用させる。	そうすべき ・ そうすべきでない
	(理由)
・パネルの色は黒、濃い灰色、濃い紺色の3色のどれかとし、統一させる。	そうすべき ・ そうすべきでない
	(理由)
・フレームや架台、付属設備（パワーコンディショナー等）の色彩は、パネル部分と同色か黒色又は濃い紺色を使用する等、パネルとの一体性や周囲の景観に配慮する。	そうすべき ・ そうすべきでない
	(理由)
④付属設備に関する項目	
・柵で囲む場合は、柵の色を落ち着いた色にさせる。	そうすべき ・ そうすべきでない
	(理由)

※上記項目以外にあるとよい項目があれば、下の枠に記入してください。

	(理由)
--	------

風力発電施設チェックシート

※後ほど回収させていただきます。

チェック欄
(どちらかに○をつけて、下欄に理由をご記入ください)

①設置位置に関する項目	
<ul style="list-style-type: none"> ・視点場からの眺望規制を設けて、設置禁止地域を設定する。(海上の場合、東尋坊から見える範囲は禁止等) 	そうすべき ・ そうすべきでない (理由)
②管理責任に関する項目	
<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の範囲を海上(岸から5km範囲)まで広げ、景観の届出を義務付ける。(この場合、現状通り工作物部分(タワー部)に関して高さ、形態意匠に関しての基準を適用する等) 	そうすべき ・ そうすべきでない (理由)
<ul style="list-style-type: none"> ・届出の際には、市との協議及び地元(周辺)住民への説明会を義務付け、それぞれの記録の提出を求めることとする。 	そうすべき ・ そうすべきでない (理由)
<ul style="list-style-type: none"> ・届出の際には、設置と同時に稼働終了後の計画の提出を義務付ける。 	そうすべき ・ そうすべきでない (理由)
<ul style="list-style-type: none"> ・生態系に害が及ばない証拠資料の提出を義務付ける。 	そうすべき ・ そうすべきでない (理由)

裏面に続く→

(裏面)

③設置規模・デザインに関する項目	
・タワー部（ブレード部以外）に関して色彩や規模の制限を設ける。（空に溶け込むよう白または灰白色とする等<環境省検討会資料より>）	そうすべき ・ そうすべきでない
	(理由)
・ブレード部に関してタワー部と同様の色彩や規模の制限を設け、航空法の制限に関しても必要最低限とさせる。（航空法により、高さ60m以上となる物件には航空障害灯・赤色着色等が必要となるが、設置数・着色面積は必要最低限にする等）	そうすべき ・ そうすべきでない
	(理由)
・送電線のコンクリート柱の色彩は、周辺の景観に配慮したものとする。	そうすべき ・ そうすべきでない
	(理由)
④付属設備に関する項目	
・柵で囲む場合は、柵の色を落ち着いた色にさせる。	そうすべき ・ そうすべきでない
	(理由)

※上記項目以外にあるとよい項目があれば、下の枠に記入してください。

	(理由)
--	------